

糸満市水道料金システム 導入業務

公募型プロポーザル実施要項

令和 8 年 10 月

糸満市

1. 趣旨

この要項は、糸満市水道事業が委託する「糸満市水道料金システム導入事業」の受託者を特定するに当たって、実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）及びこれに係る委託契約に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

糸満市水道料金システム導入業務

(2) 実施形式

公募型プロポーザル方式による優れたシステム提案者を決定

(3) 業務内容

「糸満市水道料金システム導入業務_概要仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

契約の日から令和 14 年 3 月 31 日

(5) 契約課

糸満市上下水道部 総務課

(6) 提案金額上限額

72,681,000 円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

①システム等構築上限額 41,364 千円（税込）

②システム運用等に係る経費上限額（5 年間） 31,317 千円（税込）

合計 72,681 千円（税込）

※令和 8 年度はシステム等構築のみ。令和 9 年度から本稼働開始。

(7) 留意点

①システムについては、Web 上の環境で稼働するシステムとし、このシステムやクライアント機器等の契約期間中の運用保守を含めるものとする。設置機器については買取契約。

②システムの本稼働（運用開始日）は令和 9 年 4 月 1 日とする。

③提案金額上限額は契約額を示すものではない。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、参加申込後においても、資格要件を満たさなくなった場合は参加資格を取り消す。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 国税、地方税の滞納がないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本プロポーザルの公表日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 沖縄県内に本社、支社または営業所や代理店を有していること。
- (8) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するものをいう。）又は ISMS（「JISQ27001」若しくは「ISO/IEC27001」）の認証を取得していること。
- (9) 本業務を円滑に遂行するために必要な専門技術者、人員体制その他の業務遂行能力を有していること。
- (10) 過去 3 年以内に、行政機関等から違法又は違反行為等による勧告や行政処分、罰則等を受けたことがある場合、当該内容及びその後の対応について報告すること。報告を怠り後日発覚した場合は、参加資格及び契約も不履行とする。
- (11) その他、本業務に係る関係法令等を遵守できる者であること。
- (12) 監理技術者の選定および資格要件
本業務の統括責任者として「監理技術者」を選定すること。監理技術者は、応用情報技術者、ソフトウェア開発技術者、または第 1 種情報処理技術者のいずれか以上の資格を有し、初回の工程会議を含む重要な会議に直接出席できる者であること。
- (13) 主任技術者の選定および資格要件
実際のシステム設置設定を行う「主任技術者」を選定すること。主任技術者は、水道料金システムまたは同規模の公共システム構築において、主導的な役割を果たした経験を有する技術者を選定すること。また、当市との全ての工程会議に出席し、責任を持って構築作業を行うこと。

4. 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加申込書

①提出書類（各 1 部）

ア プロポーザル参加申込書（様式 1）

イ 会社概要書（様式 2）

ウ 業務実績調書（様式 3）

エ 執行体制（様式 4）

オ 監理技術者及び主任技術者届（様式 5）

※監理技術者および主任技術者については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）より発行された資格証明書の写しを添付すること。主任技術者において資格を有する場合は、同様に証明書の写しを添付すること。

カ 協力連携事業者調書（様式 6）

キ 誓約書（様式 9）

ク 履歴事項全部証明書（写し可、発行後 3 か月以内のもの）

- ケ 納税証明書（写し可、発行後 3 か月以内のもの）
- ・ 国税（法人税及び消費税並びに地方消費税）
 - ・ 市区町村税（法人市区町村民税及び固定資産税）
- コ 財務諸表（決算書） 直近 2 年分
- サ プライバシーマーク又は ISMS 認証を証する書類の写し

②提出期限

令和 8 年 11 月 5 日（木）

※上記の受付時間は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

③提出先

糸満市上下水道部 総務課

④提出方法

持参又は郵送（書留郵便）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時（正午～午後 1 時までは除く。）までとする。

※郵送の場合、提出期限までに必着とする。

(2) 企画提案書等

①提出書類

No	様式	提出書類	提出部数
1	企画提案書 P8(別表)提案書記載事項参照	任意	原本 1 部＋副本 7 部
2	見積書	任意	原本 1 部＋副本 7 部
3	水道料金システム機能要件書（回答記入済）	指定	原本 1 部＋副本 7 部
4	システム機能一覧	任意	原本 1 部＋副本 7 部
5	帳票出力機能一覧	任意	原本 1 部＋副本 7 部
6	帳票出力サンプル集	任意	原本 1 部＋副本 2 部

②提出期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）～令和 8 年 11 月 12 日（木）

※上記の受付時間は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

③提出先

糸満市上下水道部 総務課

④提出方法

持参又は郵送（書留郵便）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時（正午～午後 1 時までは除く。）までとする。

※郵送の場合、提出期限までに必着とする。

(3) 企画提案書等の注意事項

- ①参加申し込みをした者は、P8 別表「提案書記載事項」を参照の上、企画提案書の作成を行うこと。また、別添「水道料金システム機能要件書」の回答も行うこと。

- ②原則として A4 縦形式に横書きし、ホチキス等で 2 点止めとすること。ただし、図表等については A3 版も可とする。添付する説明資料やパンフレット等がある場合はこの限りではない。

5. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

①様式

質問書（様式 7）

②受付期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）

※上記の受付時間は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時

③提出先

糸満市上下水道部 総務課

④提出方法

電子メールで提出すること。電子メールの件名は「糸満市水道料金システム導入業務 プロポーザル質問書」とすること。口頭による質問は受け付けない。

⑤質問に対する回答方法

回答は本市ホームページにて公表し、公正なプロポーザル実施の観点から質問書提出の事業者名等は非公開とする。質問への回答は、本実施要項の追加又は修正とみなす。

6. 優先交渉権者決定

優先交渉権者の選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

企画提案書等の提出期限後、その内容について書類審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する上位 3 社を選定する。その後、選定結果について別途通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

書類審査によって上位 3 社に選定されたものについて、「糸満市公営企業会計、水道料金及びマッピングシステム導入選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、プレゼンテーション審査を実施する。

①実施日時

令和 8 年 11 月 25 日（水）

②実施時間

説明時間を 60 分以内とし、質疑応答を 15 分程度の予定とする。

③実施内容

プレゼンテーション内容については、「糸満市水道料金システム導入業務_プレゼンテーション実施要領(別紙 2)」に基づき実施する。

(3) 選定方法

企画提案書及び二次審査の各評価員の評価点を単純合計した点数が最も高い者を優先交渉権者、優先交渉権者に次いで高い者を次点交渉権者とする。なお、最高得点者が二者以上あった場合は、企画提案書の評価が上位の者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、同提案書記載事項の「導入後のサポート体制について」の評価点が上位の者を優先交渉権者とする。

上記においても優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。ただし、合計点数の得点率が 60%に満たない場合は、本市の要求を満たすことができないものと判断し、交渉権者としては選定しないことができるものとする。

(4) 選定結果

優先交渉権者の選定結果については、プレゼンテーションに参加したものに対し文書にて通知する。なお、選定の有無・審査による獲得点数及び順位のみを通知し、その他の審査内容については公表しない。また、審査等に対して意義及び質問は一切受け付けないこととする。

(5) 契約について

最終的な契約額と提案金額は必ずしも同額とならない点、また、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある点に留意すること。

7. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ①実施要項等に示した参加者に必要な要件を満たさなくなった場合
- ②提出類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④その他実施要領に示した条件に違反した場合

8. 業務契約に関する事項

(1) 見積書を徴する相手先としての特定

本市は、優先交渉権者を本業務契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、本業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、見積書を徴することができない場合及び協議が実施できない場合には、次点交渉権者を見積書の徴する相手先として再特定することができる。

- ①優先交渉権者が、地方自治法第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当することとなったと

き。

②優先交渉権者が、本市から本業務に関わる指名停止を受けることとなったとき。

③優先交渉権者が、特定後に本要項 7 に掲げる失格条項に該当し失格となったとき。

(2) 契約金額

①契約金額は、優先交渉権者から提出された見積書の額を超えないこととする。

(3) 業務の仕様及び実施条件

①本業務の仕様については、概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、本市及び優先交渉権者が協議の上、定めるものとする。

②本市は、本業務の仕様決定にあたり、優先交渉権者に対し業務の具体的な実施方法の提案等を依頼することができる。

(4) 契約履行

本業務の契約は、糸満市上下水道部契約規程及び糸満市契約規則によるものとする。

(5) 失格に関する契約の解除

本業務の契約後に、受託事業者が本要項 7 に定める失格条項に該当していることが明らかとなった場合には、契約を解除することができる。

9. 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

実施内容	実施期間
実施要項及び仕様書の公表	令和 8 年 10 月 13 日（火）
質問書の提出期限	令和 8 年 10 月 23 日（金）
質問書への回答	令和 8 年 10 月 29 日（木）
参加申込書の提出期限	令和 8 年 11 月 5 日（木）
企画提案書の受付期間	令和 8 年 10 月 30 日（金）～令和 8 年 11 月 12 日（木）
書類審査の結果通知	令和 8 年 11 月 19 日（木）
プレゼンテーション実施	令和 8 年 11 月 25 日（水）
最終審査結果の通知	令和 8 年 12 月上旬
システム等構築契約	令和 8 年 12 月中旬～
システム運用開始（本稼働）	令和 9 年 4 月 1 日

※上記の受付時間は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時は受付時間外とする。

※日程について、本市の都合により変更となる場合がある。

10. その他の留意事項

①本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、全て参加者の負担とする。

②参加表明書提出後、辞退を希望する場合は速やかに、辞退届（様式 7）を提出することとする。

- ③提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本国通貨とする。
- ④提出済みの書類を変更する場合は、事前に本市に届けるものとする。その場合には、従前の内容と同等以上と認められる場合に限り変更を認める。ただし、見積書の変更、差し替え、または再提出は認められない。
- ⑤提出書類については原則、外部へ公表はしない。ただし、本市と事業者による協議の上で、全部または一部を無償で利用できるものとする。
- ⑥事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う場合がある。
- ⑦提出された書類等は返却しない。
- ⑧本市から提示した本業務に関する資料を、本業務企画案以外の目的で使用する事及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- ⑨次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
- ア) 本要項に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
 - イ) 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合
 - ウ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - オ) 虚偽の記載を行なっている場合
 - カ) 2 通以上の提案を行った場合
 - キ) 選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、糸満市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

1 1. 関係書類・添付資料

- ①糸満市水道料金システム導入業務_公募型プロポーザル実施要項（本資料）
- ②糸満市水道料金システム導入業務_概要仕様書（別紙 1）
- ③糸満市水道料金システム導入業務_プレゼンテーション実施要領（別紙 2）
- ④水道料金システム機能要件書（提出書類）
- ⑤各様式（様式 1 ～9）

1 2. 連絡先

糸満市上下水道部総務課（担当：水道業務係）

TEL：098-995-2456／FAX：098-994-2988

MAIL：suidougyomu@city.itoman.lg.jp

(別表)

提案書記載事項

提 案 項 目		提 案 す る 記 載 内 容
1	自治体に対する取り組み姿勢について	①国及び県の施策を捉え、自治体に対する取り組み姿勢について
		②自治体への組織的な体制（専任部署など）状況について
		③提案会社でのトータルサポート（開発～運用～保守まで）状況について
		④自治体（公営企業）に精通するための取り組み状況について
		⑤永続的な運営サポート体制の構築について
2	導入実績について	①システムの導入実績状況について
		②糸満市レベルの人口規模の実績状況について
		③他業者からのシステムデータ移行の実績状況について
3	システムの概要及び特徴について	①提案システムの内容（特徴など）について
		②将来にわたり大きな改修等が不要な最新のシステムであるか
		③水道料金・企業会計システムの連動について
4	提案システムの拡張性について	①法改正や事務事業見直しに伴うシステム改修への対応について
		②カスタマイズ要望に対するコストの軽減策（保守管理内での対応等）について
		③システム改修に伴う費用負担の判断基準及び費用積算について
5	ハードウェア構成について	①ハードウェア要件に沿った機器の有無について
		②システム構成図、イメージ等について
		③提案機器の選定理由（役割・特徴など）について
		④提案機器の仕様の記載及びその仕様・構成の余力の有無について
6	現行システムからのデータ移行について	①データ移行の対応範囲、具体的手法について
		②データ移行時に職員に負担のかからない手法について
		③データ移行の作業手順（各工程）について
7	旧システムとの並行稼働期間・作業内容について	①本稼働までの職員の作業内容について
		②稼働までの作業内容・業務運用・保守等テスト体制について
8	導入後のサポート体制について	①糸満市をサポートする SE の人数・経験等について
		②通常時のサポート体制について
		③ハードウェア及びソフトウェアの通常時、緊急時（予算、決算調整時期も含む）の保守体制について
9	プライバシー保護対策について	①職員認証機能、アクセス制御や操作資格の管理について
		②その他の個人情報保護、プライバシー対策に対する具体的な提案について
10	データ保護対策について	①サーバーのデータ保護、バックアップ対策について
		②外部からの侵入や内部からの不正アクセス等セキュリティ対策について
11	サーバー障害、システムダウン対策について	①万一システムダウンが発生した場合の体制、対策について
12	帳票一覧・サンプルについて	①各業務の要望を十分満たした出力可能な帳票一覧の有無について
		②各業務要件に沿った様式の帳票サンプルの有無について